

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日は、当そ)

鳥取県規則第三十四号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十一月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「（生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による保護を受けている第二種県営住宅の入居者を除く。）」を削り、同項第一号中「生活保護法」の下に「（昭和二十五年法律第二百四十四号）」を加え、同条第三項中「第一種県営住宅の入居者で」を削り、「もの」を「入居者」に、「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

告 示

鳥取県告示第六百二十二号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年五月三十一日

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十九十

鳥取県知事 西 尾 邑 次

五号) 第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による勝負谷地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 食事の給与

一人一月につき 一万六千五百円
一人一日につき 五百五十円

朝食一食につき 百五十円
昼食一食につき 一百九十円

夕食一食につき 二百十円
二 住宅の給与

畠一畠一人一月につき 千円
三 食事及び住宅以外のものの給与

時価

町及び字の名称	同上の区域（昭和五十九年十二月一日現在の地番による。）
上福田字石川	上福田字石川の全域
今在家字野田	今在家字野田のうち五五八の四及びこれと一体をなす国有地並びに五五八の三と一体をなす国有地の一部

鳥取県告示第六百十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二条第二項及び第六十九条ノ五第二項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十五条並びに船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三条第二項の規定に基づき、報酬又は賃金の全部又は一部が金銭又は通貨以外のもので支払われる場合の標準額を次のとおり定め、昭和六十年五月一日から適用し、昭和五十八年五月鳥取県告示第四百八十六号（健康保険法等に基づく現物給与の標準額について）は、廃止する。

昭和六十年五月三十一日

鳥取県告示第六百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉吉市から同市が行う土地改良事業に係る勝負谷地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次
昭和六十年五月三十一日

する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画公園事業九・六・一号 布勢総合運動公園

鳥取県

二 施行者の名称
鳥取県

三 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分

鳥取市布勢字水入、字山本及び字糀谷口地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

該当なし

1 収用の部分

米子市皆生字村新田、字悪水西新田及び字高嶋屋新田地内

2 使用の部分

なし

鳥取県告示第六百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示